

流木等の漂流物にご注意下さい！

～台風が接近・通過した影響により海上で多数の漂流物が確認されています！～

先般、台風12号及び15号が日本に接近・通過した影響により、大阪湾、播磨灘、紀伊水道、四国沖及び熊野灘等の広い範囲にわたって流木等の漂流物が確認されています。

発見された漂流物は順次回収されていますが、現在も漂流している可能性（これからも漂流する可能性）がありますので、船舶は十分注意して航行するように努めて下さい。



★漂流物に接触すると・・・

推進器（プロペラ）を損傷し、航行できなくなる可能性があります。
また、最悪の場合、船体に破口を生じ、浸水・沈没する可能性があります。

★漂流物を発見したら・・・

海上を漂う木材や舟艇、漁網といった漂流物は、航行船舶にとって大変危険です。
漂流物を発見した場合は、漂流物の概要（大きさ、数量等）、発見時間、発見位置 等を118番もしくは最寄の海上保安部署に通報して下さい。



海上保安庁では、「海の安全に関する情報」をリアルタイムに提供する

「沿岸域情報提供システム」(MICS)を全国の海上保安(監)部等で運用しています。

海上保安庁 MICS

検索 クリック！



第五管区海上保安本部交通部

—平成23年9月作成—